

議案第29号

磐田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

磐田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和8年2月16日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

磐田市国民健康保険条例（平成17年磐田市条例第132号）の一部を次のように改正する。

附則第4項の前の見出し及び同項から第8項までを削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

磐田市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</u></p> <p>4 <u>給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。))を除く。以下同じ。)</u>の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。))に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。))は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、<u>傷病手当金を支給する。</u></p> <p>5 <u>傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。))の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。))とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。</u></p> <p>6 <u>傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。</u></p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)</u></p> <p>7 <u>新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行	改正案
<p><u>感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が附則第5項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。</u> <u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と他の健康保険との調整)</u></p> <p><u>8 附則第4項の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</u></p>	<p>(削除)</p>